

奈良大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

奈良大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、奈良大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、「社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成すること」として、具体的かつ簡潔な文章によって明確に定められており、法令に適合している。大学の個性・特色は4項目にわたって明示され、大学を巡る諸情勢の変化に対応しながら、順次整備されてきている。これらの使命・目的及び教育目的は、役員・教職員の理解と支持を得て制定されており、学生便覧やホームページ等によって学内外に広く開示され、大学の全教職員、学生、保護者等への周知がなされている。大学の使命・目的及び教育目的は中長期的な計画や教学上の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映されており、文学部、社会学部、教養部、大学院、通信教育部から成る教育研究組織の構成との整合性も保たれている。

「基準2. 学修と教授」について

明確なアドミッションポリシーに沿って多様な入試の工夫がなされているが、社会学部は定員を充足しておらず、特に、社会調査学科の定員収容率は0.7倍未満となっている。ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを定めて教育課程の編成及び教授方法の工夫をしており、学修及び授業の支援については教員と職員との協働体制が整備され、TA(Teaching Assistant)制度も活用されている。学則等に明示された成績評価判定基準によって厳正な単位認定が行われており、卒業要件や履修方法は履修要項に明記され学生に周知されている。

就職委員会やキャリア教育委員会を組織し、キャリアセンターを設置しているほか、キャリア形成を促進する科目を開講するなど、キャリアガイダンスの体制が整備されている。教育目的の達成状況については、学生の「授業改善アンケート」や教員の「自己点検報告書」等によって確認されており、授業改善等のフィードバックがなされている。

学生生活を安定させるために教職員一体の支援体制が整備され、学生の要望に対する適切な対応がなされている。教育目標の達成に必要な教員は適切に確保・配置され、教員の資質・能力向上のためのFD(Faculty Development)活動も実施されているほか、教養教育は教養部によって組織的・体系的に行われている。校地及び校舎は設置基準及び耐震基準を満たしており、授業を行う学生数の管理も適切である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び就業規則にのっとり適正な経営・管理と使命・目的の実現に向けた継続

的努力がなされており、経営の規律と誠実性は維持されている。大学の設置、運営に関する法令は遵守されており、環境保全、人権、安全への配慮や教育情報・財務情報の公表も適切になされている。理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に開催・運営されている一方、大学の意思決定組織もそれぞれの権限と責任が明確化されて機能しており、学長は大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを發揮している。理事会には大学から学長等3人が理事として出席しているほか、戦略的企画会議において法人と大学の意見を統一するなど、各管理運営機関及び各部門間の意思決定の円滑化が図られている。監事及び評議員会がチェック機能を有しており、理事長のリーダーシップとボトムアップとのバランスがとれた運営がなされている。

大学事務局には適切な人員が配置され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び効果的な執行体制が築かれており、職員の資質・能力の向上のためのさまざまな機会も用意されている。中期財政計画によって「堅実な経営」と「確かな教育と研究」の実現に努め、財政計画に基づく事業計画と予算制度によって安定した財務基盤が確立されている。会計処理は学校法人会計基準と経理規定に基づいて適正に実施されており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされている。

「基準4. 自己点検・評価」について

「奈良大学自己点検・自己評価規程」と「奈良大学自己点検・自己評価委員会規程」を整備し、自己点検・自己評価委員会を設置するなど、体制を適切に整備した上で自主的・自律的で周期的な自己点検・評価がなされている。自己点検・評価の結果は報告書として教職員に配付されるほか、ホームページにも公開されるなど、学内共有と社会への公表がなされている。自己点検・評価の結果は自己点検・自己評価委員会等で確認された後に、学内の各部局に通達され、PDCAサイクルの仕組みによって教育研究をはじめとする大学運営の改善向上に反映されている。

総じて、大学は自らが掲げる使命・目的ののっとり、「文系基礎学問の深く体系的な教育・研究」の実現を目指し、多くの有為な人材が輩出している。ことに奈良に立地することを生かした教育・研究を標ぼうし、豊かな学問研究の素材を十分に活用した体験学修や能動的学修を中心とする教育によって、実績を挙げている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.提携と連携・貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は建学の精神を踏まえ、「奈良大学学則」において「社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き国家有為の人材を育成すること」として明確に定められている。また、昭和 63(1988)年の開学 20 周年に際して大学の目指すべき方向性と全学的な教育・研究の指針として制定された「教学の理念」によって、教育目的は第一に「伝統と現代感覚の調和」「学術文化の創造と進歩への寄与」、第二に「ふれあいと対話の教育」「豊かな人間性の涵養」「友情あつく協調性に富んだ人材の育成」、第三に「国際的視野に立つ開かれた大学」「地域社会への連帯」として具体的に示されており、いずれも簡潔な文章によって表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、「文系基礎学問の深く体系的な教育・研究」「奈良に立地することを活かした教育・研究」「体験学修と能動的学修を重視した教育」「『一人ひとりの学生を大切にする』教育」として、学則、「教学の理念」、各学科の教育目標等において明示されている。また、大学の使命・目的及び教育目的は法令に適合しており、開学 20 周年に当たっての社会学部開設やキャンパス全面移転等をはじめとする大学を巡る諸情勢の変化に対応しながら、順次整備されてきている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、教授会の議を経た後に理事会で承認されており、役員・教職員の理解と支持を得て制定されている。また、建学の精神と大学の基本理念については、さまざまな機会に、また「COLLEGE LIFE（学生便覧）」「ハンドブック」やパネル掲示等のさまざまな方法で学生や教職員に周知されているほか、学外に対してもホームページや大学案内等で示されている。中長期的な計画や教学上の三つの方針にも、大学の使命・目的及び教育目的は反映されており、文学部、社会学部、教養部、大学院、通信教育部から成る教育研究組織の構成との整合性も保たれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが各学部学科及び大学院各専攻に定められ、「学生募集要項」「大学院学生募集要項」及びホームページによって周知されている。

学生を幅広く受入れるため、通学部では 7 種類の入学試験が実施されているほか、通信教育部と大学院でもそれぞれに適切な入学試験が実施されている。

一部収容定員を満たしていない学科があるが、大学全体としては概ね適切な定員を維持している。大学院については文学研究科、社会学研究科ともに適切な学生受入れ数を維持している。

【改善を要する点】

○社会学部社会調査学科は、平成 27(2015)年度より名称変更を実施するなど改善の努力が認められるものの、収容定員充足率が 0.7 倍未満であるので、引続き改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教学理念に基づいた教育目的を達成するためにディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを制定して明確化し、「COLLEGE LIFE（学生便覧）」や「履修要項」で明示している。

学部・学科・研究科ごとに、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の編成及び教授方法の工夫がなされている。

初年次教育科目は教養教育の一環として教養部が担当しており、必修の基礎科目では教養部が独自に作成したテキストを使用するなどの工夫がなされている。

【参考意見】

○キャップ制の上限が高く設定されており、教育の質の保証の観点から検討することが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

1・2年次生の担任である教養部教員と3年次以降の演習担当教員、学生支援センター、キャリアセンター等の職員が協働するなど授業支援が適切に行われている。「奈良大生第1歩」を実施する等、新入生に対する学修支援体制が確立されている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、学生の個別指導に対応している。休学者や留年者に対して、さまざまな状況に対応した適切な対処が行われている。

大学院生を TA として採用し、学部の実験・実習の教育補助業務に従事させることによって、学部教育の充実とともに大学院生の教育・研究能力の発展に資する体制が実現されている。また、外部 TA という独特な制度により TA 活動を活性化させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価判定基準は学則、大学院学則及び「GPA 制度取り扱い要項」によって明確に示されており、その基準を用いて厳正に単位認定をしている。

卒業要件や履修方法は年度ごとに発行される「履修要項」に明記して学生への周知を行っている。

卒業認定については、学則、教授会規則、学部会規則に規定し、これらに基づき厳正に適用している。

大学院における単位認定、進級及び修了認定の基準も明確化されており、学位論文の作成・提出から審査・最終試験に至るまでの手続きと審査基準も厳正に適用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職委員会を組織するとともに、事務局にキャリアセンターを設置し、教職員が一体となって学生の支援を行っている。平成 25(2013)年には、キャリア支援を推進するためにキャリア教育委員会を設置し、キャリア教育について検討がなされている。

「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」など、キャリア形成を促す科目が正課科目として配置され、就職試験の対策として「公務員試験対策講座」「企業筆記試験対策講座」などの講座も開講されている。

学生同士によるピアサポートを目的とする活動団体の発足及び運営をバックアップしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の確認については、教養科目、各学科の専門科目及び資格科目ごとに行う出席管理、レポート提出、小テスト、定期試験などによって行われている。

FD 委員会を組織し、「授業改善アンケート」を実施している。教員は、アンケートの結果を踏まえて記述した「自己点検報告書」の提出が義務付けられている。教員から提出された報告書は「FD 活動・授業改善アンケート報告書」としてまとめられ、学生ラウンジなどに置くことで、学生が自由に読むことができるよう配慮されている。また、「FD 活動・授業改善アンケート報告書」は、FD 研修会で分析され、授業の改善に利用されている。

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、就職先企業アンケートなどを行い、

教育目標の達成状況を点検・評価している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生指導委員会、学生相談室運営委員会、クラス担任、演習指導教員、学生相談員、学生相談室、医務室など教職員が一体となって、学生サービス、厚生補導を行っている。

留学生に対しては、国際交流委員会を設置し、支援がなされている。

成績優秀者に対する特別奨学金、経済的困窮者及び外国人留学生に対する授業料減免制度など、さまざまな経済的支援制度が備わっている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握については、学生の運営する組織である「青垣祭実行委員会」などの課外活動団体リーダーとの懇談、「リーダース研修会」でのアンケートによって行っている。学生自治会によるアンケートも年 2 回実施され、結果が大学に提示されている。通信教育部については「スクーリング放課後の茶話会」を利用して要望を収集している。学生から示された要望については回答し、改善に取り組んでいる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準上の必要教員数は各学部、研究科において配置され、教育目標の達成のために十分な人員が確保されている。

教員の採用・昇任については、「教員の人事にかかる選考並びに審査に関する規則」及び各学部が定めた施行細則に基づき適切に実施されている。

FD 活動については、FD 委員会が組織され、授業公開、研修などの取り組みがなされている。

教養教育については、教養部が設置され、組織的・体系的に行われている。

【参考意見】

○FD 活動は FD 委員会を設置し行われているが、効果的に実施されているとはいえないので、方法の検討が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準を上回る校地面積、校舎面積を有しており、図書館、体育施設、博物館、情報処理センターなどが適切に整備されている。情報化に対応するために教職員を対象とした人材育成が行われている。全学的にバリアフリー化が実施され、障がいのある人に配慮した環境となっている。

施設・設備の安全性を確保するために、計画的に管理・運営がなされている。

また、施設・設備に対する学生の意見・要望のくみ上げは、学生との懇談、アンケートによって行われ、指摘された問題点については、適切に対応している。

授業を行う学生数については、クラス指定や定員制を採用することで、効果的な授業が行えるよう配慮している。

【優れた点】

○図書館は、「遺跡発掘調査報告書」、奈良関係資料、江戸時代に使用された版木などを積極的に収集し、公開している点は評価できる。

○奈良大学博物館は、仏像、歴史資料を積極的に収集し、公開している点は評価できる。

【参考意見】

○職員を対象とした消防訓練は実施されているが、全学的な避難訓練は実施されていないので、実施の検討が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為及び就業規則に明示し、適正な管理・運営の表明がなされており、戦略的企画会議をはじめ部門ごとの会議により使命・目的の実現に向けて継続的努力がなされている。大学の設置、運営に関連する法令については、寄附行為を基本とした関係規定が整備されている。また、関係規定は遵守されている。

環境保全については、大学が立地する風致地区の景観保全に万全を期している。人権については、「人権委員会規則」や「奈良大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」等を整備し、さまざまな啓発活動を行っている。安全への配慮については、災害対策本部の設置や災害時の指揮命令系統について規定し災害時に備えている。

教育情報・財務情報は、それぞれホームページで公表している。特に、財務情報は、過去5年間の財務分析を掲載するなど丁寧な説明により積極的に説明責任を果たしている。

【参考意見】

○危機管理に関するマニュアルは、機関決定を早急に行い、学生や教職員へ周知するよう整備が望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に開催・運営されている。また、理事会会議規則で理事会の包括的授権に基づいて運営される常任理事会を設置し、常任理事会で決定した事項は、理事会で報告されている。このように、重要又は異例の事項を除く日常業務の決定を常任理事会が担うことにより戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性が確保されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性については、戦略的企画会議、教授会、学部会、通信教育部委員会、大学院委員会、研究科委員会、企画委員会により確保されている。

学長は、教授会、大学院委員会、企画委員会、自己点検・自己評価委員会及びセクシュアル・ハラスメント防止委員会などの重要会議を招集し議長となるなど、大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会には、大学から学長をはじめ 3 人の関係者が理事として出席し、大学の案件について説明・報告している。また、戦略的企画会議において法人と大学の意見を統一するなど、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の意思決定の円滑化を図っている。

理事は、法人内理事と学外理事をそれぞれ同数の 6 人とし、常任理事会は、構成員半数の 3 人を大学関係者とするにより、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能を確保している。監事及び評議員会は、チェック機能を有し、ガバナンス機能を確保している。

代表権を有する理事長は、戦略的企画会議を主宰するなど、適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長の基本方針に基づいて各部署で立案される提案事項は、稟議（りんぎ）制度に基づき、理事長の決裁を受け実現の運びとなるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営がなされている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人全般にわたる業務を管理統括する法人本部事務局と教育・研究を担う大学の事務を統括する大学事務局には、それぞれ適切な人員を配置している。権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置により、業務の効果的な執行体制が確保されている。

大学の業務は、「学校法人奈良大学組織・職制規程」に基づき円滑に運営されているとともに、理事である学長及び大学事務局長により、法人の方針や決議事項が速やかに所管各部署に伝達され情報の共有化がなされるなど、業務執行の管理体制の構築とその機能が確保されている。

職員の資質・能力向上については、新任職員の研修、窓口対応に関するアンケートによる検証、部署別による学外研修等の機会が用意されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度に、「第 1 期中期財政計画（平成 21〈2009〉～25〈2013〉年度）」を達成し、法人の経営方針である「堅実な経営」と「確かな教育と研究」を具現化している。さらに「第 2 期中期財政計画（平成 26〈2014〉～30〈2018〉年度）」が策定され、それに沿った運営がなされている。計画の内容は、理事長が大学広報紙面を利用して広く一般に説明し、適切な財務運営の確立を図っている。

財政計画に基づいた厳格な事業計画と徹底した予算制度により安定した財務基盤の確立がなされ、平成 22(2010)年度以降、教育研究経費は増加傾向にあり、収支バランスの確保を意識した運営がなされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算編成から日次処理、月次処理、決算作成に至る会計処理は、学校法人会計基準と経理規定に基づき、適正な実施がなされている。

公認会計士による監査は年間 8 日、延べ 40 人で行われている。監事監査では学校法人の業務と財産状況の監査がなされている。また、毎年、理事長が同席のもと、監事と公認会計士の意見交換が行われている。公認会計士は内部統制を含む学校法人とその環境を理解し、計算書類等の虚偽表示リスクを識別し評価するなどのリスク評価手続きを実施しており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・自己評価委員会は毎年開催され、自己点検・自己評価報告書は大学の理念と目標からはじまり、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

平成 8(1996)年に「奈良大学自己点検・自己評価規程」及び「奈良大学自己点検・自己評価委員会規程」を制定し、自己点検・自己評価委員会を全学組織及び部局組織として設置している。それぞれの委員会が自己点検項目を定めており、自己点検・評価体制の適切性が確保されている。

自己点検・評価は毎年行っており、その報告書は、平成 5(1993)年、平成 10(1998)年、平成 16(2004)年、平成 24(2012)年とこれまでに 4 回公表しており、自己点検・評価の周期等の適切性は保たれている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

事務局を中心に各種データを収集・整理し、その共有に努めるとともに、これらのデー

タを教育や運営に資するほか、自己点検・自己評価報告書に収録して、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

授業改善アンケート、窓口対応アンケートを実施し、学生自治会が取りまとめる学生要望等も受付けるなどして、現状把握のための十分な調査・データの収集及び分析を実施している。

自己点検・自己評価報告書などは印刷し、教職員に配付しているほかホームページで公表している。授業アンケートの結果は学生にも公表している。このように、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表を実施している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価及び認証評価の結果は、自己点検・自己評価委員会において、改善項目の達成状況の検証と次期の課題の確認がなされ、次に学部長会や部館長会議において報告・確認されることにより、学内の各部局に通達されており、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながられている。

学生による授業改善アンケートは、その結果が各教員に返され、各教員には、今後の授業の改善策についての報告が義務付けられており、授業改善に資するものとなっている。

以上、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルは適切に循環・機能しており、大学の運営に反映されている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 提携と連携・貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 他の組織との連携

A-2-① 海外の提携校、地域社会、全国の高等学校など、他の組織との連携

A-3 国際貢献

A-3-① レバノンにおける国際貢献

A-3-② モンゴルにおける国際貢献

【概評】

図書館、総合研究所、情報処理センター、臨床心理クリニック、博物館などの施設が社会貢献を目的としたさまざまな活動を行っている。

「国際的視野に立つ開かれた大学として、地域社会との連帯を深めながら、ひろく人類社会の平和と発展に貢献する」という教学の理念にのっとり、平成 9(1997)年度から中国や韓国の大学などと学術教育交流協定を締結し、国際交流事業に取組み、派遣留学と認定留学の制度を設けている。

「地域連携教育研究センター」では、地域臨床部門、地域連携部門、地域研究部門のそれぞれにおいて特色ある活動を展開しており、地域社会との連携を深めている。

「全国高校生歴史フォーラム」では、高校生の歴史に関する研究成果の発表を募り、歴史に対する高校生の関心を高めることに貢献し、高大連携を広域で行っている。

レバノン共和国ティール市にある古代ローマ遺跡の地下墓を修復・保存する作業を平成 16(2004)年度から 10 年間継続して実施し、築造の年代と被葬者を特定するなど現地の考古学・歴史学にも大きく貢献している。

平成 21(2009)年度に始まったモンゴル研究は、遼代の城郭都市の構造と環境をテーマに発掘調査を行っており、平成 24(2012)年度からは 3 年計画で、モンゴルにある大型城郭都市遺跡をデジタルアーカイブする研究を行い、考古学・歴史学の分野において大きく国際貢献をしている。

